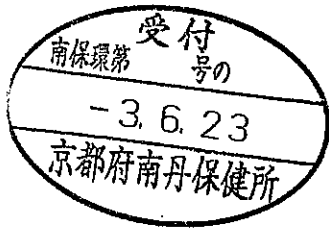


(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2021年6月23日

京都府知事 様



提出者
住 所 北海道札幌市東区苗穂町6丁目1番1号
氏 名 雪印メグミルク株式会社
代表取締役社長 西尾 啓治
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
問合せ電話番号 0771-43-2152
担当部署 京都工場 工務一課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	雪印メグミルク株式会社 京都工場
事業場の所在地	京都府南丹市八木町美里紫野1番地
計画期間	2021年度

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	処理牛乳、乳飲料製造業	日本標準産業分類番号 0913
② 事業の規模	製品出荷額167億	
③ 従業員数	153人	
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙1のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（2020年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	6120.0 t	t
	(これまでに実施した取組) 歩留まり向上による余剰廃棄の削減と排水処理状況監視の強化による取り組みを実施することで汚泥の前年度1%削減を行った。		
② 計画	【目標（2021年度）】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	6058.8 t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年度の取り組みを継続する事で前年度1%削減を行う。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙2のとおり		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙2のとおり		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2020年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 未実施		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2020年度）実績】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 未実施			
② 計画	【目標】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 予定なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
① 現状	【前年度（2020年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) 未実施	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（2020年度）実績】 別紙4のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) 未実施	

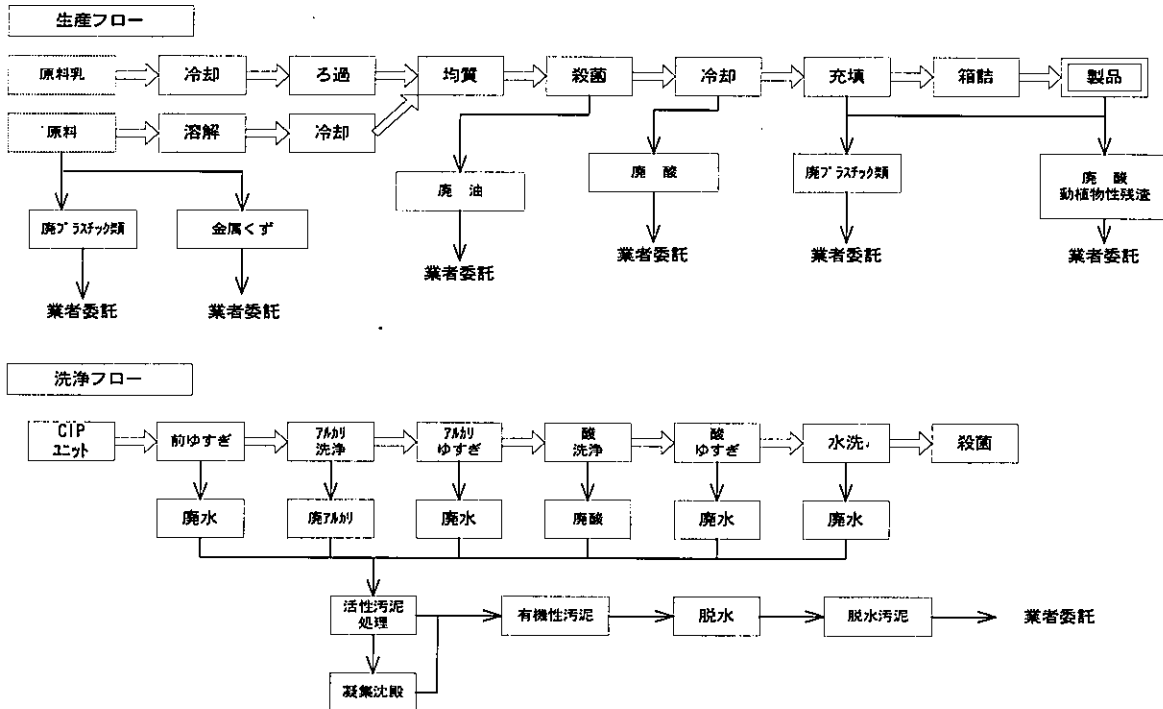
② 計画	【目標】別紙5のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
計画特になし		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

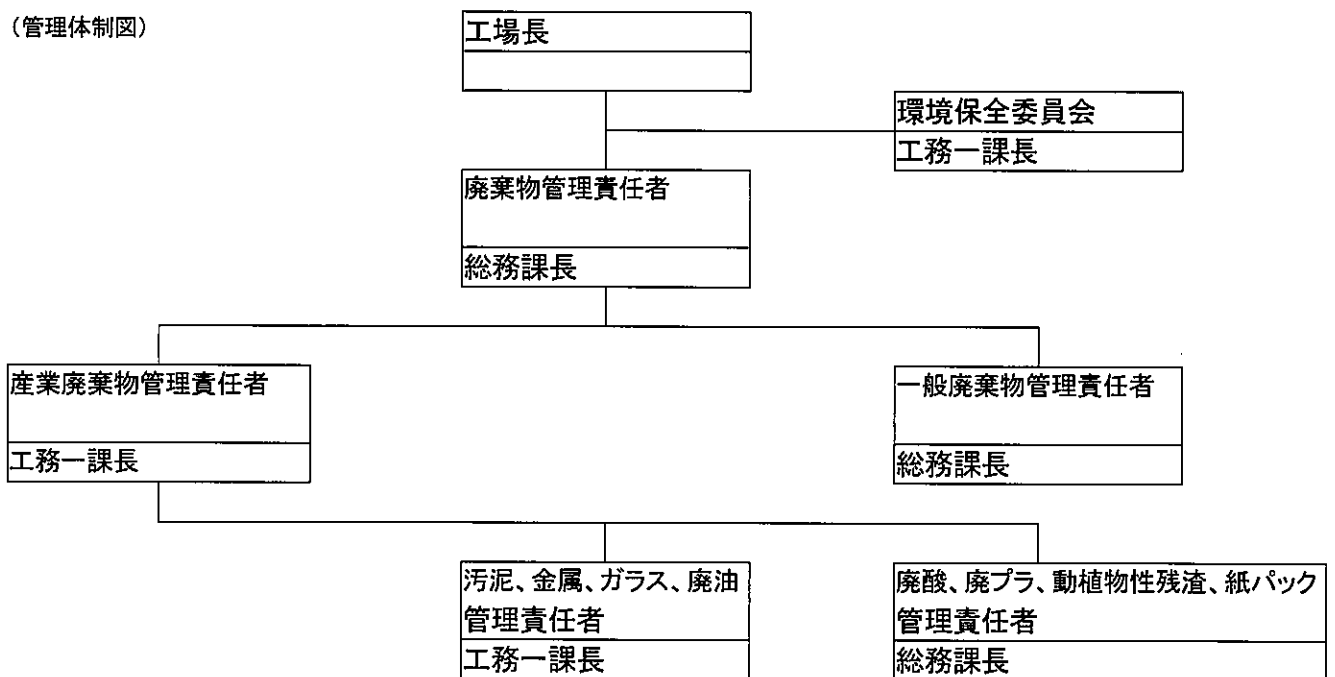
(別紙1)

④産業廃棄物の一連の処理工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



(別紙2)

産業廃棄物の分別に係る事項		
	現 状	計 画
ア 基 本 方 針 ・ 考 え 方	分類は以下の通り ① 汚泥（脱水汚泥） ② 廃プラスチック類 ③ 金属くず、ガラスくず ④ 廃酸（特別管理産業廃棄物でないもの） ⑤ 動植物性残渣 これらをコンテナ（タンク）にて分別 している	同左
イ 分 別 方 法	(分別種類別に保管方法、保管場所、保管施設・ 容器 の状況等を記入してください。) ① 汚泥（脱水汚泥） ② 廃プラスチック類 ③ 金属くず、ガラスくず ④ 廃酸 保管方法：タンクに保管 保管場所：廃棄物分別場、 廃棄タンク置場 保管状況：ステンレスタンクにて保管 ⑤ 動植物性残渣 保管方法：コンテナに積み込み保管 保管場所：廃棄物分別場 保管状況：コンテナは収集運搬用で繰り返し 使用している	同左

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状 [前年度実績] (2020年度)	産業廃棄物の種類	汚泥(脱水前)	廃プラスチック	廃電池	廃蛍光灯	動植物残渣	ガラス陶器屑
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量						
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	5765.7t					
	(これまでに実施した取組)	歩留まり向上による余剰廃棄物の削減と排水処理状況監視の強化による取り組みを実施することで汚泥の前年度1%削減を行った。					
③ 計画 [目標] (2021年度)	産業廃棄物の種類	汚泥(脱水前)	廃プラスチック	廃電池	廃蛍光灯	動植物残渣	ガラス陶器屑
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量						
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	5708.0t					
	(今後実施する予定の取組)	前年度の取組みを継続する事で前年度1%削減を行う。					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状 [前年度実績] (2020年度)	産業廃棄物の種類	汚泥(脱水後)	廃プラスチック	廃電池	廃蛍光灯	動植物残渣	ガラス陶器屑
		全処理委託量	354.3t	144.4t	0.015t	0.15t	7.18t
	優良認定処理業者への処理委託量						
	再生利用業者への処理委託量	354.3t	144.4t	0.015t	0.15t	7.18t	0.24t
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処分委託量						
	(これまでで実施した取組)	乾燥処理して中間処理、堆肥化最終処分	破碎・焼却して中間処理	破碎・選別して中間処理	分級再生として中間処理	乾燥処理して中間処理、肥料化最終処分	焼却して中間処理

(別紙5)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

② 計画 [目標]	産業廃棄物 の種類	汚泥(脱水後)	廃プラスチック	廃電池	廃蛍光灯	動植物残渣	ガラス陶器屑	
(2021年度)	全処理委託量	350.8 t	143.0 t	0.015 t	0.149 t	7.108 t	0.238 t	
優良認定処理業者 への処理委託量								
再生利用業者への 処理委託量		350.8 t	143.0 t	0.015 t	0.149 t	7.108 t	0.238 t	
認定熱回収業者 への処理委託量								
認定熱回収業者 以外の熱回収を行 う業者への処分委 託量								
(今後実施する予定 の取組)		中間処理として委託し、全量再生に向けて処理することを基本的な考えとしているので、処理方法の変更等は計画していない。						